

一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収容する容器の規格の基準

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第5号

改正 平成23年9月20日 告示第19号

平成29年12月22日 告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭系一般廃棄物（ごみに限る。以下同じ。）の減量化、資源化及び適正処理に資するため、一関地区広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成18年一関地区広域行政組合規則第12号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、家庭系一般廃棄物を収容する容器（以下「指定ごみ袋」という。）の規格の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋の規格の基準)

第2条 指定ごみ袋の規格の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定ごみ袋に収納できない粗大ごみは、当該粗大ごみに粗大ごみ処理券（様式第1号）を表示することをもって、当該粗大ごみを収納する指定ごみ袋の規格の基準とする。

(指定ごみ袋の製造承認)

第3条 指定ごみ袋を製造しようとする者は、指定ごみ袋製造承認申請書（様式第2号）を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により指定ごみ袋の製造の承認をしたときは、指定ごみ袋製造承認書（様式第3号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

3 前項の承認書の有効期間は、2年とし、更新することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の更新をする場合について準用する。

(指定ごみ袋の製造)

第4条 前条第2項の規定により承認書の交付を受けた者（以下「製造者」という。）は、承認書の交付を受けた日から起算して3月以内に指定ごみ袋の製造を開始するものとする。

(製造承認の取消し)

第5条 管理者は、製造者がこの告示に違反したとき又はこの告示に基づく指示又は指導に反したときは、その製造の承認を取り消すことができる。

2 製造者は、前項の規定により指定ごみ袋の製造の承認を取り消されたときは、直ちに

当該承認書を管理者に返納しなければならない。

(改善等の指導)

第6条 管理者は、指定ごみ袋が第2条第1項の規格の基準に適合しないと認めるときは、当該指定ごみ袋の製造者に対して、その規格に適合するよう改善又は補正の指導をしなければならない。

(関係市町への通知)

第7条 管理者は、第3条第1項の規定により指定ごみ袋の製造の承認をしたとき又は第5条第1項の規定により製造の承認を取り消したときは、速やかに関係市町に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、解散前の東磐環境組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準等に関する規程及びごみ袋の規格等に関する要綱の規定（以下「旧告示の規定」という。）に基づいてなされた申請、届出、許可その他の行為で、この告示に規定があるものは、それぞれこの告示によりなされたものとみなす。

3 現に旧告示の規定により承認を受けている者は、この告示の施行の日から起算して3月以内に、第4条に規定する指定ごみ袋の製造承認を受けなければならない。

4 現に旧告示の規定により承認を受けている者は、前項の承認を受けるまでの間、旧告示の規定により製造した指定ごみ袋を販売できるものとし、当該指定ごみ袋は、この告示の規定により家庭系一般廃棄物を収容する容器として使用できる。

附 則（平成23年9月20日告示第19号）

この告示は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成29年12月22日告示第49号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日に指定ごみ袋の製造承認を受けた者が製造した指定ごみ袋の種

類及び使用区域は、なお従前の例による。

別表 指定ごみ袋の規格の基準（第2条関係）

区分	寸法	引張強度	伸び	色	材質
大 (45ℓ)	厚さ0.040mm(JIS規格) 横650mm×縦800mm	横260kgf/cm <sup>2</sup> 以上(25.4MPa) 縦325kgf/cm <sup>2</sup> 以上(31.8MPa)	横600%以上 縦350%以上	無色 透明	低密度ポリ エチレン製
中 (30ℓ)	厚さ0.035mm(JIS規格) 横500mm×縦700mm	横227kgf/cm <sup>2</sup> 以上(22.2MPa) 縦272kgf/cm <sup>2</sup> 以上(25.4MPa)	横600%以上 縦350%以上	無色 透明	低密度ポリ エチレン製
小 (20ℓ)	厚さ0.030mm(JIS規格) 横400mm×縦500mm	横195kgf/cm <sup>2</sup> 以上(19.1MPa) 縦220kgf/cm <sup>2</sup> 以上(21.5MPa)	横600%以上 縦350%以上	無色 透明	低密度ポリ エチレン製

様式第1号（第2条関係）

市町名・行政区・氏名を記入していないものは収集しません	粗大ごみ処理券		見やすいところに貼ってください
	品 名		
	市町名		
	行政区		
	氏 名		
手数料			
		円	
一関地区広域行政組合			

- 注1 「手数料」欄には、規則別表に掲げる粗大ごみ処理手数料の額を表示すること。
- 2 この様式は、規則別表に掲げる粗大ごみ処理手数料の額に応じ、次に掲げるところにより作成すること。
- (1) 粗大ごみ処理手数料の額が「2,000円」の粗大ごみに表示するものは、「赤枠」とすること。
  - (2) 粗大ごみ処理手数料の額が「1,000円」の粗大ごみに表示するものは、「黄枠」とすること。
  - (3) 粗大ごみ処理手数料の額が「400円」の粗大ごみに表示するものは、「青枠」とすること。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日	
一関地区広域行政組合管理者 様	
申請者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span> （ 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 ） 電話番号	
指定ごみ袋製造承認申請書 一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準第3条第1項の規定により、指定ごみ袋の製造の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。	
製造しようとする指定ごみ袋の種類	<input type="checkbox"/> 大 (45ℓ) <input type="checkbox"/> 中 (30ℓ) <input type="checkbox"/> 小 (20ℓ)
製造しようとする指定ごみ袋の規格	一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準別表に掲げるとおり
添付書類	(1) 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記簿謄本） (2) 身分証明書（個人の場合に限る。） (3) 印鑑証明書 (4) 検査結果証明書（一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準別表に掲げる指定ごみ袋の規格について公的機関が発行したもの） (5) 製造しようとする指定ごみ袋の見本 (6) その他管理者が必要と認める書類

注1 該当する□には、レ印を付すること。

注2 更新の場合は、直近に受けた指定ごみ袋承認書を添付すること。

指令第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名 様  
〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

一関地区広域行政組合  
管理者

印

指定ごみ袋製造承認書

年 月 日付けで申請のあった指定ごみ袋の製造については、一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準第3条第2項の規定により、次のとおり承認します。

- 1 指定ごみ袋の種類
- 2 指定ごみ袋の規格 指定ごみ袋製造承認申請書の記載内容とする。
- 3 製造承認番号 第 号
- 4 承認の有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで
- 5 遵守事項 一関地区広域行政組合家庭系一般廃棄物を収納する容器の規格の基準を遵守すること。